

(様式3)

令和 年 月 日

保護者 殿

山梨県立高等支援学校桃花台学園  
学 校 長

### 学校感染症による出席停止について（通知）

生徒の病気が、学校感染症（裏面）に該当する場合は出席を停止いたします。医師と相談の上、適切な処置をとられますよう通知いたします。

治癒後の登校に際しては、次の「治癒証明書」を学校に提出していただけますようお願いいたします。

#### 治 癒 証 明 書

高等支援学校桃花台学園 校長 殿

生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

次の疾病が治癒しましたので、登校可能なことを証明いたします。

疾 病 名 ( )

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名 印

(裏面)

## 【学校感染症による出席停止について】

### 出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	(※)	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ 百日咳	発症後5日、かつ解熱後2日(幼児3日)が経過するまで 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナウイルス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで 発症後5日、かつ症状が軽快した後、1日が経過するまで	
	第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
細菌性赤痢		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
腸管出血性大腸菌感染症		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
腸チフス		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
パラチフス		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
流行性角結膜炎		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
流行性出血性結膜炎		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
その他の感染症		溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型: 肝機能正常化後登校可能 B型・C型: 出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
	感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	
アタマジラミ	出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)		
伝染性軟属腫(水いぼ)	出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)		
伝染性膿痂疹(とびひ)	出席可能(プール、入浴は避ける)		

※第1種学校感染症: エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、  
ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)